

非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化 期間（3/15～5/31）

別添資料 1

春闘に合わせ、賃金引上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者に波及させるため、3月15日～5月31日を強化期間として設定し、各種取組を集中的に実施

強化期間における取組

1. 春闘の賃金引上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者に波及させるための企業への協力依頼

- ①企業が賃金引上げに取り組む際に非正規雇用労働者について同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応を行うこと
②中小企業・小規模事業者の賃金引上げの参考となる情報サイト「賃金引上げ特設ページ」や各種支援策の活用について、経済団体及び各種業界団体に協力依頼（3月15日付文書発出）
- 都道府県知事等の自治体の首長に対して、地域企業への同様の働きかけの協力依頼（3月15日付文書発出）

2. 業界団体等に対する直接要請

- 特に非正規雇用労働者が多い業界の団体や中小企業団体に対し、厚生労働省が直接、傘下企業等への働きかけを要請
- 全国各地で、都道府県労働局長が管内の経済団体等に直接、傘下企業等への働きかけを要請

3. 同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた各種取組の強化

- パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法の履行確保の強化
 - ・昨年12月から開始した労働基準監督署と都道府県労働局が連携した同一労働同一賃金の徹底に向けた取組について3月から本格実施（都道府県労働局による報告徴収等は、4月から本格実施）
- 各種支援策の充実
 - ・働き方改革推進支援センターにおいて、同一労働同一賃金に関するコンサルティング等による支援の強化
 - ・キャリアアップ助成金や業務改善助成金をはじめとした賃金引上げに向けた各種支援策の活用促進
- 厚生労働省SNSでの発信などの広報活動の強化